

豊橋市つどいの広場（連携型）事業実施要綱

（目的）

第1条 豊橋市つどいの広場（連携型）事業（以下「事業」という。）は、豊橋市交通児童館（以下「児童館」という。）内において、主に乳幼児（0歳児から3歳児までをいう。）を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティア等を活用しての育児相談等を行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、もって地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、豊橋市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を児童館の指定管理者に委託できるものとする。

（実施場所）

第3条 事業の実施場所（以下「広場」という。）は、次のとおりとする。

実 施 場 所	所 在 地
豊橋市交通児童館 1階プレイルーム	豊橋市向山町字池下35番地

（実施日時）

第4条 事業の実施日時は、毎週火曜日、水曜日及び金曜日の午前9時30分から午後0時30分までとする。ただし、次の各号に該当する場合を除くものとする。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2）1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで
- （3）児童館の休館日
- （4）その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の実施日時により難しい場合は、市長と第2条により事業の委託を受けた者の協議により日時を変更することができる。

（事業内容）

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図ること。
地域の子育て家庭の親とその子ども（以下「子育て親子」という。）に対して、気軽にかつ自由に利用できる場を提供すること。
- （2）子育て等に関する相談及び援助を実施すること。
子育てに不安や疑問などをもっている子育て親子に対する相談、援助を実施すること。
- （3）地域の子育て関連情報を提供すること。
子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
- （4）子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。
子育てに関心がある者や広場の利用者など、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動

することを希望するものを対象として、月 1 回程度、子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること。

(5) その他市長が必要と認めること。

(職員配置)

第 6 条 広場には、子育て親子の支援に関して意欲のある者であつて、子育ての知識と経験を有する専任の者（以下「担当者」という。）を 1 名以上配置するものとする。

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力するものとする。

(関係機関との連携)

第 7 条 事業の実施にあたっては、保育所、幼稚園、認定こども園、児童相談センター、福祉事務所（家庭児童相談室）、保健所、児童委員（主任児童委員を含む。）、医療機関その他関係機関と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(実施報告書等)

第 8 条 第 2 条により事業の委託を受けた者（以下、「受託者」という。）は、毎月 10 日までに前月のつどいの広場事業実施報告書（様式 1）により市長あて報告しなければならない。ただし、3 月分事業実施状況にあつては、3 月 31 日までに報告するものとする。

2 受託者は、当該年度分のつどいの広場事業報告書（様式 2）及びつどいの広場事業決算報告書（様式 3）を 3 月 31 日までに市長あて提出しなければならない。

3 この事業の適正を図るため、市長が必要と認めたときは、その状況を調査し、又は必要な報告書の提出を求めることができる。

(利用者負担)

第 9 条 事業に係る利用者負担金等は、徴収しないものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。